

## 厚生労働省「教育訓練給付制度」とは

労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省による支援制度です。当法人の初任者研修は「特定一般教育訓練」に分類され、給付条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育講座を受講し、修了した場合、受講料の20%が修了後にハローワークから給付されます。

## 対象

以下の1、2のいずれかの条件を受講開始日に満たしている方が対象となります。

1. 雇用保険の被保険者(一般被保険者および高年齢被保険者)で、支給要件期間(※)が3年以上の方(被保険者取得期間に喪失がある場合は、その喪失期間が1年以内であること)。
2. 雇用保険の被保険者資格喪失(退職日の翌日。平成29年1月1日前に高年齢継続被保険者でなくなり、平成29年1月1日以降に基準日がある場合は、高年齢継続被保険者でなくなった日)から1年以内で、かつ支給要件期間(※)が3年以上の方。

※支給要件期間とは、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等(一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者)として雇用された期間をいいます。

- 初めて教育訓練給付制度を利用される方については、上記1、2とも支給要件期間は1年以上であればご利用いただけます。
- ご自身が支給対象者となるか不明の場合は、お住まいの地域を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

## 利用方法

1. 給付制度を利用したい方は、研修開始の1ヶ月前までにお住まいの地域を管轄するハローワークへ申込みが必要です。
  2. ハローワークで手続き後、当研修申込みの電話の際に、教育訓練給付制度利用希望と伝えてください。
  3. 講座修了後、「教育訓練給付金支給申請書」および「教育訓練修了証明書」、「受講料領収書」をお送りします。
  4. 書類が届いたら研修修了後1ヶ月以内に、所轄する公共職業安定所(ハローワーク)に持参して支給手続きをしてください。
  5. 給付金が公共職業安定所(ハローワーク)からご本人の指定口座に振り込まれます。
- 教育訓練給付制度では、合理的な理由なく標準受講期間を超えて修了した場合、給付が受けられない場合がございますので、ご注意ください。

※教育訓練制度に関する質問等は、お住まいの公共職業安定所(ハローワーク)へお問合せください。厚労省で発行しているパンフレットもご参照ください。

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さんへ

# 教育訓練給付制度のご案内

## 教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

## 対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、  
働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

検索

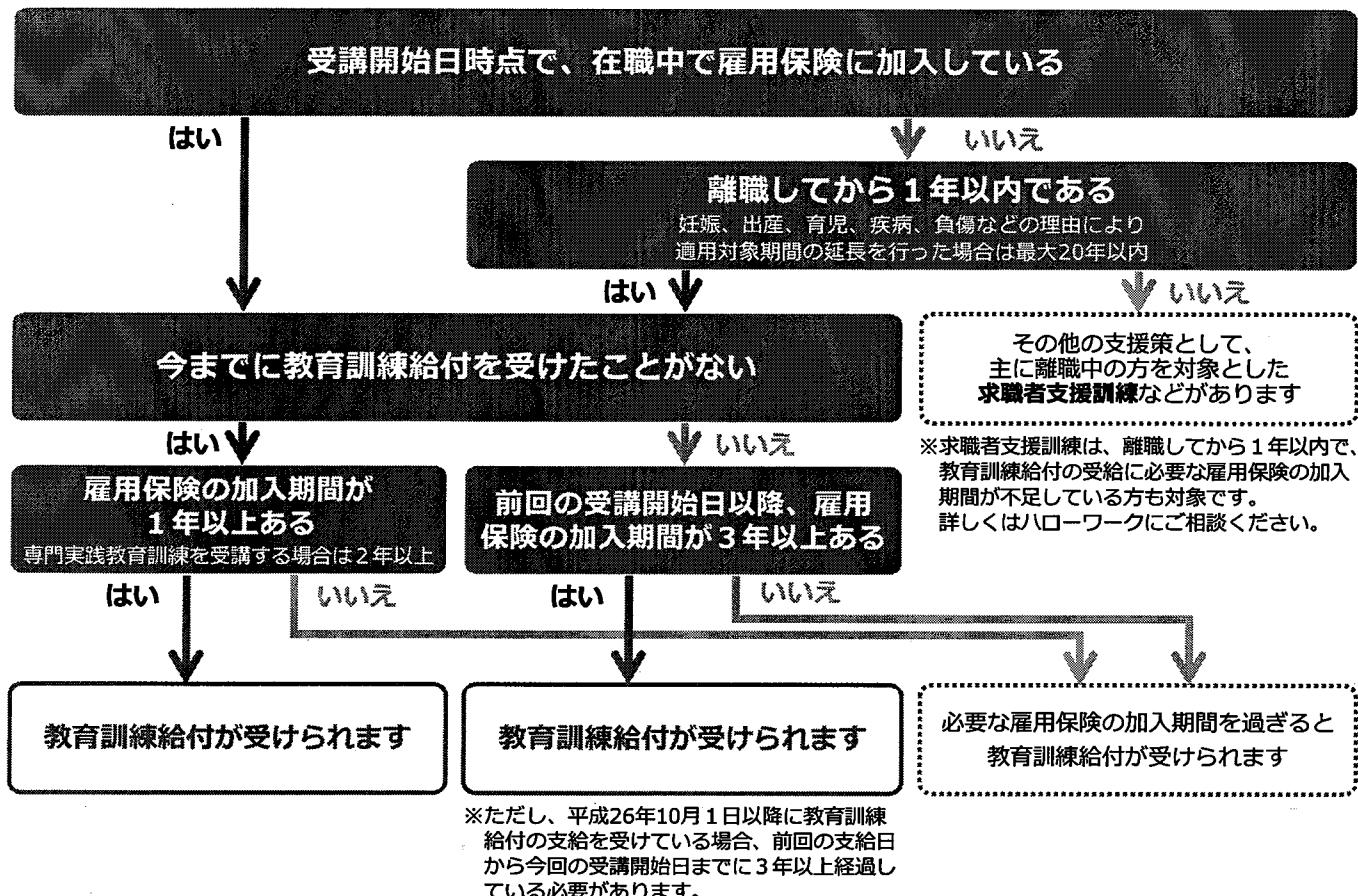


教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p><b>専門実践教育訓練</b></p> <p>最大で受講費用の<b>70%</b> [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など</li></ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座</li><li>第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</li></ul> <p><b>大学院・大学などの課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）</li><li>職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など</li></ul> <p><b>専門学校の課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</li><li>キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</li></ul>
<p><b>特定一般教育訓練</b></p> <p>受講費用の<b>40%</b> [上限20万円] を受講者に支給</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など</li></ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など</li></ul>
<p><b>一般教育訓練</b></p> <p>受講費用の<b>20%</b> [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p><b>資格の取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>英語検定、簿記検定、ITパスポート など</li></ul> <p><b>大学院などの課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</li></ul>

## 給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

## 給付手続き

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング  
どのハローワークでも受けることができます

受給資格確認  
受講開始日の1か月前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います

講座の受講・修了

支給申請  
修了日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います

### お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

